

宿日直許可の取得はもうお済みですか

令和6年度（2024年度）から始まる医師の時間外労働の上限規制（以下、「上限規制」）により、医師の時間外労働の上限は年960時間となります。年960時間超の上限時間を適用する特例水準の指定を受けようとしている医療機関は、医師の労働時間短縮計画を策定するなど指定に向けた取組みを実施されているところでしょう。皆さんの医療機関に所属している医師への対応は既に着手されていると思いますが、いわゆる非常勤医師の上限規制への対応にご配慮いただいていますか。非常勤医師は、派遣元医療機関で基本的に上限規制の対象となっています。皆さんの医療機関が宿日直許可の取得などの対策をして、派遣元医療機関の時間外労働の削減の取組みにご協力いただけますよう、今一度、ご確認とご検討をお願いします。

セルフチェック！！

皆さんの医療機関に、次のような医師はいますか。

- ✔ 年960時間を超えて時間外労働をしている医師がいる
- ✔ 他の医療機関から宿直、日直、当直をしに来てくれている医師がいる
- ✔ 他の医療機関から外来診療などのアルバイトに来てくれている医師がいる

1つでもチェックが入った医療機関の皆さん、上限規制に向けて取組みを進めていますか。

時間外勤務削減のために有効な手立て

上限規制に向けた取組みを検討する上で、長時間勤務となる宿直をどう扱うかは、避けることができない課題です。労働基準監督署の宿日直許可を受ければ、宿日直手当の支給は必要ですが、この時間を労働時間にカウントする必要がなくなります。宿日直の医師に皆さんの医療機関が支払っている謝金や手当の額は、許可基準で求められる宿日直手当の最低額を上回っていることが多いので、新たな負担が発生することは稀です。派遣先医療機関の時間外勤務削減のために宿日直許可を取得することは皆さんの医療機関の取組みとしても、派遣元医療機関が医師を安定的に派遣するためにも重要です。

- ✔ 以前、労働基準監督署に許可できないと言われた ⇒ 現在、解釈も広がり、取得が可能であることが多いです
- ✔ うちでは救急の医療機関だから無理だと思う ⇒ 2次救急の医療機関でも取得することができた事例もあります
- ✔ 宿直は非常勤医師がしているから許可してもらえないだろう ⇒ 非常勤医師にも適用できるようになっています

取得したいけど迷っている、取得しないと上限規制をクリアできないと思われる医療機関のご担当者は、当センターにご連絡ください。

当センターに連絡するまでに、事前に概要を整理されたい方は、次のニュースレターをご覧ください。

- 令和2年12月発行第31号 医師の宿日直勤務について、宿日直許可の条件などを掲載しています。
- 令和3年7月発行第38号 宿日直のみに従事する医師の宿日直許可が認められることになりました。
- 令和3年11月発行第42号 2次救急病院の医師の宿日直許可がされた事例を掲載しています。

宿日直許可の状況に変化があります。以前ダメだったからと、あきらめる前に一度ご連絡ください。相談や支援は無料です。秘密厳守で対応していますので、気軽にお問合せください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

